

呉市教育委員会会議録  
(平成28年2月18日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
平成28年2月18日定例会

- 1 開催日時 平成28年2月18日(木) 15:00開会  
16:07閉会
- 2 開催場所 呉市役所8階(851会議室)
- 3 出席委員 教育長 工田 隆  
教育長職務代理者 森尾 敬介  
委員 水野 良行  
委員 船尾 慎  
委員 香川 治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本 有伸  
教育副部長 上田 勝治  
教育副部長 細川 司  
教育部参事補 上垣内 信治  
教育総務課長 清水 和彦  
学校施設課長 大世渡 隆臣  
学校教育課長 多幾山 晃年  
学校安全課長 小川 聡  
呉高等学校事務長 荒木 重雄  
教育総務課課長補佐 追原 重臣
- 5 傍聴者 3名

## 6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第4号 平成28年度「呉の学校教育」について
- (4) 報告第5号 平成28年度日本遺産の申請について
- (5) 教議第5号 臨時代理の承認について（呉市職員定数条例の一部改正）
- (6) 教議第6号 臨時代理の承認について（平成27年度教育費予算の繰越）
- (7) 教議第7号 契約の変更について（音戸中学校校舎耐震補強工事）
- (8) 報告第6号 平成28年度教育費予算の追加内示について
- (9) 教議第8号 平成28年度呉高等学校使用教科用図書（美術Ⅲ）の追加採択について
- (9) 教議第9号 呉市立美術館運営審議会委員の委嘱について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。  
日程第1の「会期決定について」を議題とします。  
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。  
本日の会議録署名委員は、水野委員・船尾委員にお願いいたします。  
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を事務局からお願いします。

追原課長補佐 (平成28年1月20日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5から日程第8については、議会に諮る案件のため、日程第9については、採択の公正・適正を確保するため、非公開に、日程第10については、人事にかかる案件であるために秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

#### 教議第4号 平成28年度「呉の学校教育」について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第4号「平成28年度「呉の学校教育」について」を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

多幾山課長 教議第4号「平成28年度「呉の学校教育」について」御説明いたします。  
平成28年度「呉の学校教育」は、本年度3月に、総合教育会議で策定する「呉市教育大綱」に基づき、呉市の教育の重要な方向性を示すものとして作成しております。

1ページ表紙の下の枠囲いの中を御覧ください。

平成28年度は、これまでの取組を継続するとともに、今年度に引き続き「協働」をキーワードに、より一層、学校の教育活動を充実させてまいります。本年度から「協働」をキーワードに、中ほどにあります、子ども・教職員同士のつながり、学校間のつながり、学校と地域のつながりをより一層深めていくことに取り組んでまいりましたが、来年度は、学校や家庭、地域それぞれが役割を果たしながら、共に力を合わせて教育活動に取り組むことを重視したいと考えておりますので、2段落目の最後に「役割を果たしながら」を加えております。

また、表紙の写真は新庁舎です。呉市の拠点でありシンボルともいえる呉市の新庁舎から、呉の学校教育がより充実するよう、様々な発信をしていきたいと考えます。

2ページを御覧ください。

このページは、全ての学校が基本とすべき方針を「学校教育に係る経営指針」として示しております。

「小中一貫教育」と今年度のキーワードである「協働」を太字で強調するとともに、「郷土を愛し、郷土に誇りをもてる心豊かでたくましい『呉の子ど

も』」の育成という、言わば目指す子どもの姿についても明記しております。

さらに今年度と同様、平成28年度「呉の学校教育」の目指す姿を図でコンパクトにまとめ、お示ししております。

冒頭で申しましたとおり、本年度策定予定の呉市教育大綱の目標に呉の学校教育の方針は示されておりますので、図の一番上に呉市教育大綱を示し、大きく呉の学校教育を包むような形のイメージ図としております。また、真ん中左側の細長い楕円で囲んでおります「教職員の資質・能力」は、昨年度「教職員の資質向上」としていたものを、能力向上も加えた表現に改めております。

また、「健やかな体」の4つの項目につきまして、一番は子供たちが自分の命を守ることが何よりも重要なことであることから、昨年度4番目に示していました「安全への意識の向上」を一番上に入替をいたしました。

続いて、次のページからは、新たに加えたり変更したりした箇所を3点御説明いたします。

一点目といたしましては、4ページ右下「思考力・判断力・表現力を育む」の一番下の midpoint に太字で示しています「主体的な学びを促す教育活動」は、その後ろに（「課題発見・解決学習」等）を新たに加えております。広島県が示す新しい教育モデルで知識ベースの学びに加え、主体的な学びが求められており、呉市でも「課題発見・解決学習」の在り方について研究していく必要があると考えております。

二点目といたしましては、5ページ右下の「人、自然、環境、文化を大切に  
する態度を養う」の中に、新規事業である「ふるさと子ども夢実現事業」、  
「『ものづくり』体験事業」を加えました。

これまでに行ってきた事業に加え、ものづくりなどの体験をさせることで、呉市内の子供たちが郷土呉を知り、その良さや素晴らしさに触れさせ、呉を愛する豊かな感性を育ててまいります。

三点目といたしましては、6ページの太字で示しております新たな3か所についてです。

左上の枠囲いの中にある「呉市防災教育のための手引き」「土砂災害等対応マニュアル」は、本年度作成しておりますが、平成28年度は、モデル校を指定し、その実践と検証を進め広く呉市内に広げていく予定です。

その右隣の枠囲いの中にある「楽しく競い合える『くれ・チャレンジマッチ・スタジアム』」につきましては、本年度開発したシステムをいよいよ稼働させていきます。このことにより、更に子どもたちの体力の向上を図ります。

最後に右下の「中学校給食を教材とした食育のさらなる推進」についてです。昨年9月からスタートしました中学校給食を教材として、望ましい食生活の形成に向け、食育を推進してまいります。

主な変更点については、以上でございます。

今後、この「呉の学校教育」カラー版を全教職員に配付し、校長会等の場で、周知・徹底を図り、指導に役立ててまいります。説明は以上でございます。

教 育 長  
舩 尾 委 員

はい。ただ今の説明に対して、何か御質疑、御意見はありませんか。

1点教えていただきたいのですが、4ページの先ほど、説明していただきました一番下の課題発見・解決学習などの推進とあるのですが、その上にある総合

的な学習の時間が正にこれだと、今までは理解していたのですが、新しくこれが追加されるということは総合的な学習と課題発見・解決学習というのは別物だと考えるのですが。ここに書いてある限り。もう少し説明していただきたい。

多幾山 課長 おっしゃるように、総合的な学習の時間の探求的、協働的な学習にも学習の形として課題発見・解決という形が基本とされておりますが、ここで新たに太字としておりますのは、総合的な学習に限らず、様々な教科でそういった主体的な学びが実現できる課題発見・解決の学習スタイルを今研究しております。先ほど申しましたように県の新しい学びの変革というその考えに乗っ取った学習ですので、従前の総合的な学習とは区分して全体を通して、教科領域における主体的な学びの変革を促す教育活動を推進することである。そういう意味合いで別個設けることにいたしました。

船尾 委員 はい。よくわかりました。

教育 長 そのほかに御発言はありませんか。

香川 委員 6ページの、望ましい食生活を形成するということですのでけれども、ここは学校給食のところが太字になっているのですけれども、食育というのは人が生きていく上でとても大事なことですし、ここで将来、大学に行って出ていって一人暮らしになっても自分で選べる、選食とって選んで食べることができるという大人になっていくと、それ以後の生活習慣病の予防にもつながっていくので、こここのところを強調してもらって良かったなと思います。

教育 長 特に今のは、事務局側に見解を求める内容ではないと理解してよろしいでしょうか。

香川 委員 選食ということで、とても大事な項目だと思います。

教育 長 そのほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育 長 それでは、御発言なしということで、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

#### **報告第5号 平成28年度日本遺産の申請について**

教育 長 次に、日程第4の報告第5号「平成28年度日本遺産の申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清水 課長 報告第5号「平成28年度日本遺産の申請について」御説明いたしますので、資料の9ページをお願いします。

昨年度、文化庁が「日本遺産」の登録制度を創設しました。この制度は、各地域に点在する様々な日本特有の文化財や歴史的遺産を「面」として活用し、ひとつのテーマにまとめて日本の魅力を国内や世界に発信するために「日本遺産」として登録するものでありまして、4年後の東京オリンピックの年までに100件程度に増やす計画となっております。初年度の昨年度は、全国で18件が登録されております。

近隣では、尾道の「箱庭的都市」、津和野の「百景図を歩く」などがございます。

今年度、第2弾の公募が開始され、呉市においても旧軍港4市の横須賀市、佐世保市、舞鶴市とともに軍港都市ならではの歴史・文化をストーリーにまとめ、共同申請を行いました。具体的なストーリーは10ページにまとめております。

資料の9ページに戻っていただいて、共同申請の代表市は、呉市となっておりますが、あくまで申請の窓口となっているもので、4市が共同して申請に向け準備を進めてまいりました。呉市におきましては、主に歴史的遺産の抽出を文化スポーツ部で、ストーリーの組立てを企画部で、登録後の活用策の検討を産業部で、さらには旧軍港4市の窓口を総務部で分担し、全市を挙げて取り組んでまいりました。

3の申請等のスケジュールにありますように、認定の発表は本年4月頃とお聞きしており、昨年度も83件の申請があった中から、わずか18件が登録されたように、本年度も大変狭き門となるのではないかとおもわれますが、4市が一致団結協力し合い、満を持して申請を行いましたので、良い結果が得られるものと期待しております。

また、4の認定後の取組についてですが、もし仮に登録された場合、これらの歴史的遺産を活用し、国内外の観光誘客など地域の活性化に向け様々な取組を進めてまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。

教 育 長 はい。ただ今の説明に対して、何か御質疑、御意見はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。  
それでは、これより非公開の議題に入ります。

#### 教議第5号 臨時代理の承認について（呉市職員定数条例の一部改正）

(15:16)

教 育 長 次に、日程第5の教議第5号「臨時代理の承認について（呉市職員定数条例の一部改正）」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清 水 課 長 教議第5号「臨時代理の承認（呉市職員定数条例の一部改正）について」御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

教育委員会事務局の職員定数の見直しに伴う、呉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての市長への意見申出について、委員会を招集するいとまがないため、「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則」第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定により、委員会に報告し承認を求めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

教育委員会事務局及び教育機関の職員定数につきましては、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律第19条及び第31条の規定により、地方公共団体の条例で定めることとなっており、呉市におきましては、呉市職員定数条例で定めております。

今回の改正の内容といたしましては、現行の教育委員会職員定数148人を142人に改めようとするものでございます。

13ページの議案資料をお願いいたします。

4の教育委員会の職員数を御覧ください。平成27年度の職員定数は148人、実員数は143人で差は5人でした。平成28年度は職員定数142人、実員数138人、その差は4人の見込みでございます。

なお、平成27年度と平成28年度におきまして、定数で6人、実員数で5人減少しておりますけれども、これは3校の学校統合事務、耐震化事務の増加に対応するため期限付きで増加していた人数を元に戻す措置を行ったこと、豊島幼稚園の休園により教諭数が減少することに伴うものでございまして、事務の執行に影響があるものではございません。

また、定数と実員数の差が4人ございますので、年度途中の突発的な事務量の増加や災害等があった場合においても、対応できるものと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 御質疑、御意見はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。  
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本件は原案どおり可決されました。

#### **教議第6号 臨時代理の承認について（平成27年度教育費予算の繰越）**

教 育 長 次に、日程第6の教議第6号「臨時代理の承認について（平成27年度教育費予算の繰越）」を議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

清 水 課 長 教議第6号「臨時代理の承認（平成27年度教育費予算繰越）について」御説明いたします。

15ページを御覧ください。

教育委員会の歳入歳出予算の繰越に係る市長への意見申出について、「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則」第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定により、委員会に報告し承認を求めるものでございます。

16ページを御覧ください。

表の上から順に説明させていただきます。

網掛けをしております列を御覧ください。

まず、小学校改修費でございますが、4,252万5千円を繰り越すものでございます。

これは、広南小の耐震補強工事に係る経費でございまして、二度に渡る入札不

調により、11月に再入札を行った結果、着手が12月となったため、年度内の工事完了が困難となったことによるものです。

次に、中学校改修費でございますが、8,286万5千円を繰り越すものでございます。内容につきましては、音戸中の耐震補強工事に係る経費でございますが、外壁改修工事に伴う詳細な調査及び工法検討等に期間を要したため、年度内の工事完了が困難となったことにより繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

教 育 長 御質疑、御意見はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。  
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

### 教議第7号 契約の変更について（音戸中学校校舎耐震補強工事）

教 育 長 次に、日程第7の教議第7号「契約の変更について（音戸中学校校舎耐震補強工事）」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

大世渡課長 教議第7号「契約の変更について（音戸中学校校舎耐震補強工事）」を御説明いたします。

資料の17ページを御覧ください。

本件につきましては、呉市立音戸中学校校舎耐震補強工事における契約金額を変更するにあたり、呉市議会3月定例会に提出し、議決をいただく必要がありますので、その議案を御審議いただくものでございます。

議案資料で説明いたしますので、資料の18ページをお願いいたします。

1の「変更の趣旨」でございますが、平成27年第3回呉市議会（6月定例会）において、議決に基づき締結した音戸中学校校舎耐震補強工事における契約金額を増額変更するものでございます。

2の「変更理由」でございますが、本工事は、耐震補強工事と併せて外壁改修工事を実施しておりますが、外壁改修工事の施行にあたり、詳細な調査を行ったところ、建物軒裏等のコンクリートの剥離や外壁深層面へ亀裂が到達するなど、当初の想定よりも外壁等の劣化が進行しており、施工範囲や適用工法を変更する必要が生じました。

また、屋外階段天井部分の防水機能が経年により劣化していることが調査により判明したことから、当初設計になかった防水改修を追加して行う必要が生じたためでございます。

3の「変更内容」でございますが、先ほど御説明いたしました変更理由により、契約金額を「1億7,965万8千円」から「411万480円」を増額し、「1億8,376万8,480円」に変更するものでございます。

19ページには、音戸中学校の付近見取図を、20ページには、建物配置図を、21ページから24ページには、施工範囲や工法を表記した立面図を添付してござい

すので、御参照ください。

なお、今回の議決案件とは別に、外壁改修工事に伴う詳細な調査及び工法検討等に期間を要し、年度内完了が困難なことから、3月議会で予算の繰越承認後、平成28年3月31日から平成28年7月29日に工期を延長する予定でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 御質疑、御意見はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

### 報告第6号 平成28年度教育費予算の追加内示について

教 育 長 次に、日程第8の報告第6号「平成28年度教育費予算の追加内示について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清 水 課 長 報告第6号の「平成28年度教育費予算の追加内示について」を説明させていただきます。25ページを御覧ください。

平成28年度教育費予算につきましては、前回の定例会におきまして内示額及びその内訳につきまして説明し、復活要求も行わないこととする旨の説明をさせていただきました。

上から5番目の文化・芸術体験活動の推進の欄の一番右端の見え消しがしてある部分の内示額の1,255万4千円に斜線が引いてありまして、1,262万4千円と訂正をさせていただいております。その件なのですが、前回の資料におきまして事業費の積み上げにおいて数値が誤っておりましたので1,262万4千円に訂正させていただきます。お詫びしてよろしく願いいたします。

次に、資料の26ページを御覧ください。

3の平成28年度予算の表のうち、財源内訳のところの国・県補助欄が0となっておりますのは、地方創生推進交付金を財源として充てておりましたが、これが補助対象にならないとのことで、一般財源等に変更するという追加内示があったものでございます。

従いまして、224万6千円という国の補助が0となりまして、同額を右端の一般財政の方に財源構成したものでございます。同内容の内示が28ページの「ふるさと子ども夢実現事業におきましても、同様の理由で国の財源が一般財源に財源構成されております。同様に30ページの「ものづくり体験事業」の8万円が同じく0に、32ページの「トップアスリート・チャレンジ事業」の104万8千円も0に、ということでこの4か所につきまして交付金が0になったという関係で一般財政に財源構成に変更があったものでございます。よろしく願いします。なお、事業費に関して変更はありません。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明に対して御質疑、御意見はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。  
次は、教科書採択の議題ですが、ここでいったん定例会を中断して、先にトピックスをお願いします。  
(15:32)

**教議第8号 平成28年度呉高等学校使用教科用図書（美術Ⅲ）の追加採択について**

(15:46)

教 育 長 それでは、定例会を再開します。

日程第9の教議第8号「平成28年度呉高等学校使用教科用図書（美術Ⅲ）の追加採択について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

多 幾 山 課 長 教議第8号「平成28年度呉高等学校使用教科用図書（美術Ⅲ）の追加採択について」御説明いたします。

呉高等学校の平成28年度使用教科用図書の採択については、7月17日の定例教育委員会会議で採択していただきました。

今回採択していただく「美術Ⅲ」につきましては、平成23年度から平成27年度まで履修者がいなかったことから、開講しませんでした。

来年度につきましては、10名が履修希望をしており、「美術Ⅲ」を開講することになりましたので、7月に採択したものに追加して「美術Ⅲ」の教科用図書を採択していただくものでございます。

では、始めに所定の手順に従い取り組んできました内容について、御説明させていただきます。

まず、選定委員長である呉高等学校長が調査・研究委員に対して適正かつ公正な採択を行うよう指示確認をいたしました。

次に、調査・研究委員が、「美術Ⅲ」を発行しております2者について調査・研究を行い、5ページにあります「調査・研究委員会集約用紙」にまとめ、それを基に6ページにあります「平成28年度第3学年使用教科書選定理由書」を作成いたしました。

その後、2月15日に開催しました選定委員会において、調査・研究委員からこれらの調査・研究した内容の報告があり、審議を行いました。なお、この選定委員会には呉市教育委員会事務局の職員も参加しております。

また、選定委員会で審議された結果は書面にて教育長に報告され、教育委員会事務局で検討いたしました。

その結果が、7ページにあります「平成28年度使用教科用図書追加採択資料一覧表」でございます。

追加の選定になり、実施期間は異なりましたが、今回の教科用図書の選定につきましても、前回と同様に法令に基づき適正かつ公正に実施されておりますことを御報告申し上げます。

続いて、これから追加で採択しようとする教科用図書と第2候補となりました

た教科用図書をセットで御覧いただきます。第1候補の教科用図書には「第1候補」と書いた付箋を付けております。

それでは、しばらく時間をとりますので、教科用図書を御覧ください。  
(しばらく時間をとる)

多幾山 課長 それでは、追加で採択しようとする種目、発行者、教科書名を確認させていただきます。

教議第8号「平成28年度呉高等学校使用教科用図書（美術Ⅲ）の追加採択について」の議案書を御覧ください。

「美術Ⅲ」は、「光村図書出版」の「美術3」を追加で採択しようと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

教 育 長 御質疑、御意見はありませんか。

船 尾 委 員 選定委員会は2回開かれて、1回目は5月、2回目は2月に開かれておりますが、先ほどの説明では10名の受講希望があったので、追加で採択するという説明でしたが、その日程の関係というか、5月に選定委員会が開かれて、今の10名があったから2回目が開かれたということですか。

多幾山 課長 今年度の採択において5月の時には、選定委員会として教科用図書を採択する基本的な考えを説明をすることになりました。しかし今申し上げました追加採択することに関わる、この美術Ⅲについて新たに審議する必要性がありましたので、その件に関わって2月に再度選定委員会を開いて追加採択をする事情やその目的を説明するために開催した次第でございます。

船 尾 委 員 ということは、今後この美術Ⅲという教科の履修希望がない年度があった場合には、今回のような追加採択は必要なくなるということですか。

多幾山 課長 採択をした上で、この度のように開講する必要がない状況になれば、追加採択はするものではございません。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

船 尾 委 員 もう一点、履修希望が分かる時期はいつですか。

細川 副部長 履修希望は、まず9月に第1回の希望を取りまして、最終的には11月に決定すると学校から聞いております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

森 尾 委 員 美術ⅠとⅡがあって、今回美術Ⅲということですが、内容的にはどのような違いがあるのでしょうか。

多幾山 課長 美術Ⅲについては、美術ⅠとⅡを受けた者がさらに詳細な学習をするという構成の考え方になっていきますので、美術Ⅰは芸術科目として音楽、書道と美術の中で選んでいくという、1年生で主に使われることで目的を果たせる構成になっています。美術Ⅲについては、先ほど申しましたように美術Ⅰ、Ⅱを受けた者を想定して編集されておりますので、内容的には詳細な、学習程度においても高いものを想定した内容になっています。

教 育 長 よろしいですか。

そのほかに御質疑、御意見はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 それではお諮りをいたします。

呉高等学校の美術Ⅲにおいての使用教科用図書については、原案のとおり採択することに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり採択することに決定をさせていただきます。

教 育 長 ここで、説明員の交代をお願いします。

教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入ります。

以上で定例会を閉会いたします。

( 1 6 : 0 7 )

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 工 田 隆 )

( 委 員 水 野 良 行 )

( 委 員 船 尾 慎 )

(平成28年2月18日定例会)